

## 平成25年度 第1回 四街道市庁舎整備検討委員会

平成25年4月26日（金）  
14時00分～15時35分  
四街道市役所本館3階第2委員会室

出席委員 中野委員、池田委員、中尾委員、戸田委員、牟田委員、塚本委員、山崎委員、  
福井委員、小佐野委員、安井委員

事務局 武富副市長、岡田部長、大野次長、石橋課長、小林主幹、鈴木副主幹、  
嶋田室長、樋口技師、面田技師

（職員紹介）

【経営企画部長】 本日はお忙しい中、平成25年度第1回四街道市庁舎整備検討委員会  
にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ご連絡といたしまして山崎委員におかれましては、所用のため3時半頃途中退席  
の予定です、あらかじめご了承くださいと存じます。

それと重要な庁舎の案件に当たりまして、時間の許す限りということでございまして、  
副市長の調整が図れましたので委員会に参加いたします。武富副市長でございます。

【武富副市長】 よろしく願いいたします。

【経営企画部長】 また、今回の人事異動によります職員の紹介をいたします。

新たに管財課長に就任いたしました石橋でございます。

【石橋管財課長】 石橋です。よろしく願いいたします。

【経営企画部長】 管財課庁舎整備グループの副主幹、鈴木でございます。

【鈴木副主幹】 鈴木でございます。よろしく願いいたします。

【経営企画部長】 同じ庁舎整備グループ、今年新採用で入りました面田でございます。

【面田技師】 面田でございます。よろしく願いいたします。

【経営企画部長】 どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは委員長、進行をよろしく願いいたします。

（開会）

【中野委員長】 それでは、これから平成25年度第1回四街道市庁舎整備検討委員会を  
開催いたします。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。まず本日の会議の公開・非公開につ  
きましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき原則公開となってお  
りますので、公開とさせていただきます。

また、会議録の作成につきましても同指針に基づき作成するとともに、録音させていた  
だきます。なお、同運用解釈に基づき発言者名については、明記するものとさせていた  
だきます。

会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとします。また、会議次第につきましては、配布するものとされておりまして配布したいと存じますが、委員の皆様の見解をお伺いします。よろしいでしょうか。

【各委員】 はい。

【中野委員長】 それでは、本会議は公開とし、傍聴人に会議次第を配布することとします。事務局は傍聴の方がいらっしゃいましたら入室させていただきますか。

【事務局】 はい。2名いらっしゃいますので、ただ今から入室させていただきます。

(議題)

【中野委員長】 それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、

- (1) 庁舎の現状と課題につきまして、平成24年度第2回会議資料についての意見等
- (2) 市庁舎建設の基本理念および基本方針について
- (3) その他

です。

それでは、始めに市庁舎の現状と課題について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1-1につきまして説明させていただきたいと思います。

これにつきまして、前回第2回の委員会のなかで避難場所というご質問がありました関係で、ご説明したいと思います。

資料2ページ目につきましては、防災拠点のネットワークを図式であらわした表となっております。真ん中に四街道市役所が防災拠点となっております、避難場所が各小中学校、高等学校となっております。

資料の3ページ目ですけれども、こちらは避難場所の一覧となっております。こちらに各小学校、中学校、高等学校、避難場所というのはグラウンドに一時避難するということの場所で、このような表になっています。

次の4ページ目ですけれども、こちらは避難所一覧となっております。こちらは体育館が宿泊できるということで、避難所ということになっております。右の三角形で防災井戸というところを示してあるのですけれども、これは19年度以降に設置したものを三角にして表しました。

資料1-1については、以上でございます。

【事務局】 引き続きまして、資料1-2、四街道市耐震改修促進計画についてご説明いたします。

上段につきましては、経緯でございます。阪神大震災の教訓から平成7年12月27日から施行されております「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、耐震改修促進法といわれております。この法律に基づきまして四街道市耐震改修促進計画が定められております。平成18年に法律が改正されまして、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年は75パーセントでしたけれども、27年までに9割とする目標が定められました。四街道市につきましては、平成20年3月に四街道市耐震改修促進計画を策定しております。

では、その耐震改修促進計画の中の市庁舎の位置づけでございます。多くの市民の方々が利用する公共施設ということの中で、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うという目標になっております。四街道市につきましては24年度末をもちまして95%の整備率となっております。

下段に書いてあります耐震改修促進法の抜粋でございますけれども、その6条の1号に該当する特定建築物ということで、市庁舎が掲載、本館と新館でございますけれども掲載されております。

6ページ、次のページをご覧ください。参考といたしまして、耐震化の現状を記載してございます。それと耐震改修促進法の中での6条1項3号の中で、倒壊の恐れのある建物の数でございます。それが上部に記載されております。その中で四街道市はその建物が何棟あるかということでございますけれども、この中で都道府県の耐震改修促進計画に記載された道路ということになっておりますけれども、千葉県耐震改修促進計画によりますと、緊急輸送道路がここでは3路線記載されておりますけれども、もう1本、東関道がございます。但し東関道は道路に面して建物が建ててありませんので、実質この3路線ということになります。それでその道路を閉塞させる住宅・建築物につきましては何棟あるかということでございますけれども、ホームページで確認する上では98棟あるということになっております。

以上でございます。

**【事務局】** 続きまして資料の7ページ目、資料の1-3でございますけれども、庁舎改修についての今までの経緯というところで、委託関係とか会議関係を示しましたので説明いたします。

まず平成13年に庁舎耐震診断委託というものを行いまして、本館3階建て部分がIs値が0.25であることが判明いたしました。そのあと先ほどもありましたが4番目に「耐震改修促進計画」を策定いたしまして、平成23年から耐震化検討会議等を行っている状態でございます。

5番目に市庁舎耐震化優先度調査を行いまして、それに基づきまして市の業務継続計画、その後に庁舎の耐震化検討会議を5回ほど行っています。それで庁内の検討委員会を4回、9番目最後に庁外の検討委員会を3回実施しているところでございます。

以上でございます。

**【事務局】** それでは続いて資料1-4から説明させていただきます。8ページをご覧ください。

財政状況はどうなっているのだということでございますので、23年度の決算の概要、一覧となっているものを資料に付けさせていただきました。主なところだけご説明いたしますが、23年度では四街道市の歳入の総額が239億程度、これは法律で定められている特別会計は除きます。歳出の総額ですが、225億程度ですか。その歳入歳出差し引きから翌年度に繰り越すべき財源とかあるのですけれど、最終的に実質収支というのが5番目にあると思います。ちょっと見づらくて申し訳ありませんが、実質収支が12億4千万円くらい、歳入歳出で23年度は収入が上回ったということになります。地方財政法という法律の中で、この半分は財政調整基金に積みなさいよということなので、24年度に6億ちょっとのお金を財政調整基金の積立金に積んでいます。

それから右側を見ていただきたいのですけれど、財政力指数と書いてあるのがあと思

います。財政力指数です。この財政力指数というのは、その団体がどのくらいの財政力があるかというものを指標で示したものです。四街道市は0.84になっています。これが1を上回る団体は財政力があるということで、地方交付税が交付されません。1をずっと下回るような団体は沢山くれるというような仕組みになっています。四街道市は0.84で、県内36市で21番目です。財政力としては中くらいから下、中の下くらいではないかなと考えております。

それからそのちょっと下にあるのですけれども、経常収支比率というのがございます。経常収支比率というのは、財政の硬直化を示すような指標になっているのですが、経常的に入ってくるお金がどれくらい義務的な、経常的な支出に充てられたかと、その割合を示すのですが、これは100%に近くなればなるほど財政が硬直化しているという指標になっています。四街道市の場合は92.7%です。これは結構高い割合で、ちょっとまずい状況なのですが、36市中28番目くらいになっています。

それからもうちょっと下の方に、財政健全化判断比率というのが書いてあると思うのですけれども、財政健全化判断比率というのは、以前夕張市が財政破綻したときに、国で平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律という形で、財政健全化の比率、下に4つあります。実質赤字比率とか、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とありますけれど、この4つの指標について監査委員に監査してもらって、議会とか市民に公表しなさいということになっています。この比率がある一定の比率を超えると、もう借金は出来なくなるということになっています。四街道市の場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字ではございませんので数字が出ません。それから将来負担比率も数字が出ません。唯一出ているのが実質公債費比率なのですが、これは4.7%ということで、県内でも6番目に少ない。要するに借金がほとんどないというような状況です。そういうような状況でございます。

9ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出の主なところだけ簡単にご説明したいと思います。

左側が歳入になっております。歳入の中で四街道市で最も比率が高いのが、一番上にある地方税と書いてありますけれども、要するに皆さんの市民税とかそういうもの、固定資産税とか、そういうものです。地方税の割合が106億ほどありまして、全体の歳入の44.5%あります。これがほとんどを占めている。次に多いのが国庫支出金の13.8%、その次がちょっと上になりますけれど、地方交付税。先ほど財政力が1を下回る団体は地方交付税をくれるということなのですが、うちの場合は約24億円ほど国から地方交付税として交付されています。これが10%程度あります。こういうような歳入の構成になっています。

歳出ですが、右側をご覧いただきたいのですが、性質別の歳出ということでございます。歳出の中で一番多くを占めるのが、扶助費と書いてあるところがあると思います。これが54億ほどありまして、全体の24.2%。この扶助費というのは、高齢者とか小さな子どもとか、そういうような福祉的な支援を行うための経費、これが主なものです。これが扶助費といわれるものでありまして、これが全体の24.2%。それからその上の人件費、これが50億ほどございまして、22.5%、これが大きなものです。その他に、下の方にずっといってもらいまして、投資的経費というのがあると思います。投資的経費というのは、先ほどの扶助費とか人件費は義務的経費ということで、必ず支出しなければいけな

いものでありまして、歳入の中から義務的経費を除いたものが投資的経費に充当可能な財源になります。この投資的経費が23年度においては21億ほどございました。これが9.5%です。仮に庁舎の建設とか、学校の大規模な改修、こういうものを行う場合はその投資的経費のうち普通建設事業費というのですけれども、これに該当することになります。ですので、この投資的経費がどのくらい財源を充てられるかということが重要になってくるということになります。

それが23年度の決算の主な内容です。

それから10ページをお開き願いたいのですが、基金現在高の推移ということでお示ししてございます。これは四街道市の持っている基金、一般家庭でいう貯金のようなものです。これがどれくらいあるかということで、ここでは一般会計分だけお示ししておりますけれども、一般会計の合計で99億円くらいあります、全体で。その内訳は、一番上は財政調整基金というのがありまして、これが34億近くありまして、これが一般家庭でいえば自由に取り崩して、どういうものに充ててもいいような普通預金みたいなものです。これが財政調整基金、一番上のやつです。

2番目以降については、すべて使用する目的が限られている資金です。ですから一般家庭でいえば定期預金のようなものです。なかなか取り崩しは出来ない、その目的以外は取り崩しが出来ない。それで財政調整基金の2つ下なのですけれども、庁舎建設基金というのがあると思います。これは23年度末のデータなので残額は4億9100万という形になっていますが、今現在では、後でまたお示ししますけれども、6億近くになっています。

そういうような貯金があるということで認識していただければ、約99億の23年度末では貯金があったということで認識していただきたいと思います。

次に11ページをお開き願いたいのですが、今度は市債現在高の推移ということで、これは一般の家庭でいえば借金、一般会計の合計は23年度末で198億、約198億円です。そうするとさっき貯金が99億で借金が198億で、100億くらい借金の方が多いではないかというようなことなのですが、その内訳をちょっと見ていただきたいのですが、普通債というのが一番上にあります。これが81億円です、合計が。そのずっと下にその他というのがあります。その他というのは117億ほどあるのですね。このその他の117億については、基本的に国から全額返してくれるということになっています。要するに将来交付税に上乗せして、国がこの借金の返済を全部面倒を見ますというふうに約束してくれた借金です。ですのでこれは先ほど言った実質公債費比率などの算定には入っていません。要するに実質的な借金ではないということなのです。実質的な借金は普通債といわれている81億でございまして、23年度時点に限っていいますと実質的な借金よりも貯金の方がやや上回るというような状況になっています。

また、この普通債の中にも交付税に参入して返してくれる部分は何%かありますので、実際は借金の額はもうちょっと減るという考えでいいと思います。そういうような状況です。借金と貯金の状況です。

12ページをご覧いただきたいと思います。

仮に庁舎を建設した場合に、どのような財源で庁舎を建てるのかというような表です。これにつきましては一般事業債という借金をします。これは建設費の75%まで借りられます。残りの一般財源、残りの25%ですね。これについては先ほど言った普通預金の財政調整基金から充てるか、もしくは庁舎ですので、庁舎を建設するためには取り崩し

ていいよというような、先ほどご説明しました庁舎建設基金、現在高は25年の3月31日現在では5億9千百万になっています。約6億円になっています。これを充てるということになると思います。仮に庁舎の建設総事業費が24億円くらいかかるとすれば、18億円は一般事業債を借りる。残りの6億円は庁舎建設基金から取り崩して使うというようなことになろうかと思えます。今のところ予定ですが、というような形になると思います。

雑ぱくですけれども財政の状況につきましては簡単にご説明させていただきました。

【事務局】 すみません。資料の7ページで1か所訂正をお願いいたします。資料1-3でございまして、左の数字の7番目、市庁舎耐震化検討会議の一番下の平成25年度第1回とあるのですが、これは平成24の間違いでございましたので、誠に申し訳ございません。

【事務局】 では引き続きまして資料1-5の説明をさせていただきます。13ページでございます。

今ある庁舎、本館の3階建て、本館平屋、新館、この庁舎を耐震補強した場合の耐震費用の算定額でございます。1番から3番まで記載してございます。これにつきましては市庁舎耐震化優先度調査委託報告書の40ページに掲載されているとおりでございます。

本館3階建ての補強費につきましては、2億9300万円でございます。本館平屋の場合は、3700万円でございます。新館の補強につきましては、2億540万円でございます。ただ、これにつきましては試算でございますので、今後設計をかけた場合にはお金の増減があるということをご了解いただけるかと思えます。

それらを改修した場合の課題につきまして、下段の方に掲載してございます。

耐震改修しても建築設備などの機能の向上を図るものではないということと、本市においては耐震改修を今まで学校を中心に行ってまいりましたけれども、0.3未満の補強の実績がございません。

この中での下段でございます。建物の耐用年数、これはいろいろと説がございまして、一概に言えないところでございますけれども、仮に65年と想定した場合ですけれども、ここで耐震補強したとしてもいずれまた建替えの検討が必要になるということが想定されるということでございます。

以上、費用と課題につきましてご説明を終わらせていただきます。

【中野委員長】 それでは(1)の資料につきまして、資料1-1から資料1-5まで説明が事務局からございましたけれども、今のことについてご質問、ご意見等がございましたら自由にお願ひしたいと思うのですが、どうでしょうか。一応、財政的なことも含めて第2回までに質問のあったことについて、事務局より回答していただいたということになります。

【小佐野委員】 詳細に資料いただきましてありがとうございます。ちょっと伺いたいの、この前の時に都市計画3・3・1号の山梨白井線の話をしました。この時に国債が国から13億、市で起こすのが12億、手金で12億と、こういう数字があるのですけれども、基金が沢山あるのと起債が沢山あるという話の関連で、まず3・3・1号の1工区の国からの13億というのはいつ入ってくるのですか。それから、市債の12億はですね、工事が始まると13億全て起債してしまうのですか。それとも区切りごとに何か少しずつやるのですか。どうしてかという最初12億入れば、基金の方にお金が残っていますよね。それから市債の方にも分割でやるのか。要するに12億が市債の残高に載っている

のか、載っていないのか。分かります？質問しているのが。

【武富副市長】 都市計画道路のお話しですけれども、都市計画道路3・3・1のお話しですけれども、3・3・1は用地買収からやりますから事業期間が長いのですよ。だからその年度の事業費に対して起債も起こすし、それから国は今、社会資本総合整備交付金ですけれども、その年度の事業として入ってくるという形なので、どこかで一括そういう国から交付金が入ったりとか、起債を起こしたりではなくて、事業の進捗に応じてそういうものが入ってくるという形です。

【小佐野委員】 ということは、実質的に市債を発行して、そのお金が余分なものは基金として残っていると、そういうイメージでよろしいのですか。

【武富副市長】 先ほどの財政の説明にありましたように、財政調整基金は一般財源のようなものですけれども、年度間の財政調整にあるものですから一般財源として使っていくようなものですけれども、その他の基金は全部それぞれ目的を持った基金ですから、その目的に合ったものだけに使っていくのですよね。ですからこの3・3・1に関しては基金は使っていないはずですよ。

【小佐野委員】 例えばですよ、市債を発行しなければいけない事態になったときに、総額13億ありますよね。その時に初年度に13億出してしまって、要するに残高がのっかっていて使わないお金は基金に……。

【武富副市長】 それは先ほど言ったように、事業に応じて例えば今年1億分の事業をやれば、それに対して国からの交付金もあるし、起債も起こして事業費に充てていくというやり方なのですよ。どこかで一括やるということではないのですよ。先ほど言いましたように道路やなにかは非常に長い時間がかかる訳ですよ。

【小佐野委員】 分かりました。答えはないということですよ。必要に応じてものを起債して、必要に応じたものを使っていると、そういうことをおっしゃっているのですね。

【武富副市長】 事業に応じてですよ。事業の実施に応じて。だから運転資金みたいにお金を借りるのではなくて、市町村とか都道府県というのは一般財源に充てるための起債というのは認められていないのですよ。さっき言った臨時財政対策債とか、そういったようなものは例外で、全部国でいえば建設国債なのですよ、地方団体の場合は、起債というのは。事業に充てるものしかない。建設事業に充てるものしかないのです。資本形成みたいな、そういう建設事業に充てるものでないと、先ほど言った投資的経費といったようなものですね。そういったものでないと起債を起こせないのですよ。

【小佐野委員】 はい、分かりました。もう1つですね。一般財源のところで手金で払う、25%払うかもしれないといっているのですがけれども、国の場合、国防費なんかは特にやるのですけれども、延べ払いで払う場合があるじゃないですか。そういう市役所の勘定取りがどうなっているか分かりませんが、そういうことはあり得ないのですか。

【武富副市長】 そういうのはあり得ないです。ただ、今は正直言って、地方財政全体の話なのですが、ちょっと特殊な状況にあるのですよ。先ほど地方交付税という話がありましたけれども、通常の状態だと標準的な事務をやっていく上で、地方団体によって収入が多いところも少ないところもあるのですよね、そういう財政調整をする。それから財源不足の場合には財源を保障する、それが地方交付税制度なのですけれども、それがきちんと機能していれば、年度年度でしっかり財政的に成り立っていくのですけれども、国が非常に財政的に、国では長期債務が1000兆円に迫る額、そういう状況で、その地方交付税

の資金が今は確実に確保できていない。そのために穴埋めしているのが、臨時的な措置なのですが臨時財政対策債というもので、それは本来全額地方交付税でいずれ交付されるものなのです。それが今の国全体の財政危機、財政的に非常に厳しい状況の中で、借金という形で措置されている。ただ、後年度それは確実に地方交付税という形で全部措置されるというのが今の状況で、それが本来の地方財政、国の財政の姿ではないのです。今は非常に財政的に厳しい中で、そういう状況になっている。そういう意味では、繰り延べとかいう趣旨の話になれば、同じようなものかもしれないのですけれども、実際に支払いを猶予したりとか、そういう繰り延べとかいうのは地方団体では一切ありません。

【小佐野委員】 分かりました。要は、隠し市債もないし、隠し借金もないということですよ。

【武富副市長】 そういうのは全くない。

【小佐野委員】 はい、分かりました。

【武富副市長】 それがよく見えるのが、先ほどの資料の中で財政健全化の指標というのがありましたけれども、そこが例えば、他の地方が出資しているような3セクとか、そういったようなものか借金があればとか、夕張なんかはそういう例でしたけれども、そういうものがあれば、そういうものも全部カウントした上の指標が、先ほどの健全化のいくつかの指標なのです。

【小佐野委員】 分かりました。四街道市はそういうことだということで安心しました。

もう1つですね。借金の中で、いずれ国の方から返ってくるものが111億とかという数字になっていますけれども、9ページの性質別歳出、元利償還金、元金が15億返済していて、金利が2億9000万払っていますが、このその他の減税補填債も含めた金利の支払いということですか。

【事務局】 そういうことです。

【小佐野委員】 返ってくるのだけれども、借りてることは確かなのです。金利は払うのです。

【事務局】 借りてることは確かですが、元金も利子も含めていずれ返ってくると。

【小佐野委員】 いずれというのはどれくらいで返ってくるのですか。

【事務局】 ある程度分割しながら、地方交付税で毎年少しずつ返ってくると。今まで、この制度は平成14年くらいから始まっているのですけれども、臨時財政対策債というのは、これまでうちが臨時財政対策債の公債費で払った額、元金と利子で払った額が27億くらい累計であるのですけれども、地方交付税で見てもらっているものも同じ27億程度ありますので、基本的には全部返してもらっているというような考え方でいいと思います。

【小佐野委員】 基金現在高の推移と書いてありますけれども、細かく種別に書いてあるのですが、これは通帳が別々にこれだけあるということではなくて、勘定処理をしていると、そういうイメージですよ。

【事務局】 勘定処理というのはよく分からないのですが。

【小佐野委員】 要するに1つの貯金に入っていて、仕分けで分かれているという、そういうイメージですね。

【事務局】 中には同一勘定でやっていますけれども、経理上は1つの基金の中の出し入れということで経理上はしています。ただ、全然使わないような基金というのは、そのまま普通預金に積んでおくのは勿体ないですから、例えば国債を買ったり、要するに運用し



てます。

【小佐野委員】 運用はここに書いていないですね。

【事務局】 書いていないです。これから取り崩す予定のない基金については、いくつかをまとめて国債を買ったりというような運用をしています。あと大口定期にしたりしています。

【小佐野委員】 現金が100億近くあって、借金が200億あって、運用利回りはそんなに高くないし、それだったら社債買ってしまってもいいかなと思うけど。逆に金利が高くなり4%とか3%になったときに、とんでもない利子を払わなくてはならない金額になりますよね。だからちょっと心配していたのですけれども。そういう意味ではまだ運用は。

【事務局】 ただ、全部返すということなのですが、やはりこの前の会議でお示ししましたけれど、公債費は世代間負担の公平を図る意味でも、ある程度毎年毎年少しずつ財政負担にならない程度に借りるのが、やはり財政運営としてはそれの方が好ましいと思います。

【小佐野委員】 いや、ただ4億とか5億の金利を払うようになるとそんなこと考えられないですね。今は1%もいっていない。これだと100億で2.何%でしょうから、1%以下なので、それは逆に無理をしている方法からしても少し考えてもらわないといけないですね。

【事務局】 ただ繰り上げ償還できるとすれば、市債管理基金というのが2段目にあるのですけれど、そこからしか繰り上げ償還できないのですよ。その他は皆目的が決まっていますので、今までの借金を返すためにそれを使って返してしまいたいという訳にはいかない。福祉のための基金だとか、それぞれ目的がありますから、そういうことでご理解願いたいのですが。

【小佐野委員】 理解していますよ。金利が高くなったときに支払い金利が目に見えて増えるのは当然ですから。

それともう1つ分からなかったのですけれど、8ページ、経常収支比率ありましたね。100%になるとまずいという話ですけれど、すいませんがもし分かれば92.7%で、あと7.3%で100%になってしまいますよね。7.3%というのは額にするといくら位なのですか。

【事務局】 この表で見ただけであれば、9ページの表で見ただけであればいいと思うのですが、経常一般財源というのが歳入一番右の欄にあると思うのですけれど、133億8000万円程度というのがありますよね。これの7%くらいという乱暴な計算でいけばそのくらいです。

【小佐野委員】 いくらくらいになるのですか、7.5でかけるやつは。

【事務局】 10億くらいです。

【小佐野委員】 10億使ってしまうと100%になってしまうんだ。

【事務局】 ちょっと誤解してしまうといけないので、10億しか使えないということではないですよ。10億使うと100%になってしまいますけれど、その他にも歳入は経常一般財源以外のものがいっぱいありますから、普通建設事業に充てられますので、国庫支出金だとか県の支出金、そういうようなものもありますので、それを合わせて投資的経費に使っていますから。

【中野委員長】 今、いろいろ話のございでしたが、基本的には6億近くの庁舎建設基金と14億の一般事業債で建設費が出せるということで、とにかくそういうような形で理解

しましたが、各委員の方々は何かこれに対して、よろしいですか。

基本的に耐震的に問題があるということで、早急に決断しなければいけないことがありますので、次の（２）議題について進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】 異議なし。

【中野委員長】 それでは説明をお願いいたします。

【事務局】 資料の14ページをお開きください。この資料2につきましては、あくまでも改築をした場合の参考ということで示してありますので、読ませていただきます。

庁舎建設の基本理念と基本方針ということで、基本理念といたしましては、市役所庁舎の整備については、現在の庁舎が抱える問題を解決し、近い将来に発生すると予測される地震に対する対策を踏まえ、検討することが重要です、ということで、また、括弧以下につきましては、下の基本方針になってしまうのですけれども、まず最初に「市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎」、防災や災害復旧・復興の拠点としての役割を十分に果たせる庁舎とします。

続きまして、「全てのひとにやさしい庁舎」、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの理念を目指した庁舎とします。

3番目は、「環境と調和した庁舎」ということで、環境問題に配慮した、太陽光など再生可能エネルギー設備や省エネルギー技術を導入した庁舎とします。

4番目に「経済性のある庁舎」ということで、庁舎を出来るだけコンパクトにし、建設費、維持費をなるべく抑えるとともに、経済性の高い長寿命化に対応した庁舎とします。

最後に、「市民サービスや事務効率の向上を目指した庁舎」ということで、市民の利便性を高めるために庁舎1階に市民の利用が多い届け出、申請、相談の総合窓口を設置するとともに、事務効率を高めるため、十分な会議スペースを確保した職員の働きやすい執務環境を備えた庁舎とします。

ということが基本方針となっています。

雑駁ですが、以上でございます。

【中野委員長】 はい、ありがとうございました。

前回までもお話しましたが、今日は第3回目の委員会ということで、今までの話を総括して皆さんの意見をまとめたいというふうに思っております。今の基本方針に従いまして、何かご意見等がありましたらここでまたお伺いしたいのですが、各委員の方、どんな印象をお持ちでしょうか。ちょっとずつお話しをうかがえればと思ひまして、今日時間をいただきたいと思っているのですが、順番に何かご意見があればうかがいたいのですが、戸田さんいらっしゃいますか。何かご意見がございましたら。

【戸田委員】 あまりよく分かっていないのですがけれども、この前テレビでやっていた学校とか市役所とか併設してつくと非常に余裕のあるのが出来るのではないかと、テレビでやっていたのを見たのがあるのですがね。そういうのはどうなのかなとか。

【中野委員長】 単純に補強するとかではなくて、全体的に考えていろいろなものをくっつけていくという感じですかね。

中尾さん、何かございますか。

【中尾委員】 私、割に役所の方へ来させていただいているのですが、この基本方針を見せていただいたときに、とても安心したというところがありまして、本当に会議室が少ないところ。それと今、1階の方がワンストップということで、ある程度出来るようにもな

っていますし、それが今度会議スペースも増えるようになると、とてもうれしいなど。今会議、本当に出来ないのですね。役所の中で会議室を取るとするのはとても大変なことですから、出来たらそういうところがあったらいいなと思います。

【中野委員長】 ありがとうございます。

山崎さん、どうでしょう。

【山崎委員】 基本方針の第1番目にある防災の拠点ということで、これから震災はかなりの確率で考えられると思いますので、一括した場所で防災会議というか対策会議が出来るスペースを確保して、また機能する庁舎、発電機等当然入っているのでしょうかけれども、ライフラインがストップしないで、震災のいろいろなものを見ると役所自体が使えなくなって、電気も止まってしまって、庁舎として機能しないということも随分ありましたので、その辺が考慮されればいいかなと思います。

【中野委員長】 そうですね。そういった意味で、今I s値が0.25、通常の事務所であれば0.6まで上がるようなところを、防災拠点ということで0.9まで上げるといったようなことも市の方では考えておられるので、そういった面に対応できるかなとは思っています。

福井さん。

【福井委員】 非常に行き届いたといいますか、総花的に安全ですよ、安心ですよという結論が出ておまして、別に何ら異論を申し上げるべきではないと思いますが、防災にする指数といいますか、0.6から0.9までというご意見がありまして、非常に数字はこれはもってありがたいことですけれど、こういう安心ですよ、安全ですよ、で環境と調和しますよと、その具体性がこれから問題になるのですよね。四街道として立地条件が非常にいいのは、水の災害がないということですよ、川がありませんから。昔は印旛沼の水がずっと押し寄せてきて物井のところが水につかってしまったという事件があっても、今はなくなりましたね。それからあとは、山が崩れてしまった、昨日あたりみたいに山がガガッと崩れてきて、目の前にあれ見えるのすごいですよね。ああいう状況での目下そういう危険性のあるところというのは、まずないとは思いますが。そういうことで非常に、そういう場所的なあれからすれば有利ですよ、比較的平地で。考えられる災害というのはどういうことかというのは、あまり今日の前にこういうことだというふうに示せませんよね。それだけに難しいと思いました。

これで、お金の問題、やればいいのかというお金の問題。この前、お金がないから出来ないんだというのではなくて、お金があってもなくてもやると、やらなきゃいけないですよ。そういうことでいいじゃないでしょうか。私はこれから先具体的な方向に入ったとき、環境とかそういうものに対するね、従来の例のないあれがね起こってこないような方向性を是非とも考えて欲しいと思います。

【中野委員長】 はい、ありがとうございます。

塚本さんは。

【塚本委員】 今回で3回目ですけども、私たちにとっては意外と今まで話してきたことは分からないのですよね。あまり大雑把過ぎちゃって、ちょっとよく分からなかったところが本音ですけども。今の話ですと、財政も健全化でお金の方は心配ないよと聞いたのですけども、それはもう来るときもちょっとこの場所分からなくて、全く迷路みたいな役所の建物ですから、これはもうやはり建替えるときに来ているのではないかと思

ますね。これ耐震化したから何年保つよということもあるのでしょうけれども、それはもうここで一回決断をして新しく建て直すということで、検討にこれからの福井委員がいったように具体的なことを話していった方がいいのではないかと思います。

【牟田委員】 私もこの検討委員会に参加させていただいて見ているのですけれども、まず昭和44年の本館3階建てということで、私も市役所の中とか工事させてもらっているのですけれども、確かに議場の上のところはかなり耐震的には危険だと思いますね、下の柱がですね。それと本館の平屋に関しては、数年前にきれいにしたばかりだと思うのですよ、あちらの費用がどれくらいかかっているかちょっと分からないのですけれども、それをまた壊してしまうのは勿体ないかなと思うのですけれども、ちょっと分からないのですけれども、それが耐震補強してそれがまた生かされればいいですけれども、それを全く壊してしまうというのは、また新しい建物を建てるときに何か計画的なものが邪魔になるかどうか、ちょっとそこら辺も、はい。中尾さんいわれたとおり、どんな建物が出るかという話をした方が進むと思うのですけれども。

【中野委員長】 事務局の方ともお話ししているのですが、なかなか皆さんイメージが来ないですね。新しく建て直したときどんな雰囲気になるのか、あるいは補強したときにどんな雰囲気になるのか分からないですね。その辺のことについて今日皆さんの意見を聞いた時点で、視覚的に見えるようお願いしてありますので……。

【牟田委員】 金額の問題の話だったので。

【中野委員長】 図面的にどうなるかとか、感覚的にビデオとかで見れるようにとはお願いしているのですが、どうなるか分かりませんが、そういったのが出てこないとなかなか具体的には話せないかとは思いますが。

【牟田委員】 そうです。どこにお金かけるとかいうのがやはり必要だと思うのですけれども。

【中野委員長】 はい、ありがとうございます。

小佐野さん、どうですか。

【小佐野委員】 基本的にはとにかく建て直さなければいけないというのは賛成だし、どこまでやるかという話は専門家に任せると思います。ただやはりこういう会議に出て初めて市の財政とか、市がどうしているかとかというのが初めて分かる話ですので、私たちも全然無関心でいたということについては反省せざるを得ないのですが、ここに市の方がいろいろ情報を流してくれる情報があって、コーホートによると四街道市は27年、平成にすると35年には人が減るというふうに算定されていますし、厚生労働省の推計でやっていると、52年度には四街道市は7万4000人に減ってしまうと書いてある訳ですよ。まあ、正しいのかどうか分かりませんよ。まあただ減っているということは確かにそうです。減るということは、財政がお金が入ってこないということですから、本当に沢山使っちゃっていいのかという話です。ただ1回目にも申し上げましたように、ここはすごくかなり老朽化しているというの分かるので、いつ起きてもいいように対策はした方がいいと思っていますから、それは是非お願いしたい。ただ、何回も言うようですが、お金の問題なので、自分の家を建てるときに本当にそうですかという話になるときに、本当に真面目に考えてもらった上でやっていただくなら、私は別に反対することもないし、逆に応援したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

【中野委員長】 はい。安井さん。

【安井委員】 前回の時に、ちょっと私離席したときに話が出ていたというイメージがあるのですが、本館平屋の部分に関しては補強したときの費用を出して、それで当面もっていったらどうかという意見があったと、でそれに対してこの資料1を出していただいたということですか。

【中野委員長】 それに関しては概算はしたのですね。

【事務局】 それはさっき説明しました資料1-2で説明した金額でございます。

【安井委員】 ちょっとイメージ的に実際にここまで出していただいていますし、当然先ほど皆さんがおっしゃっていたとおり、庁舎的に新しい庁舎をというのが私も希望で理想なのですが、そもそもここに建てるというのはもう決定ということになるのですか、庁舎を。どうなのですか、場所は。その辺からいかないと難しい。私個人的には、今空いている駐車場に使っているところに庁舎を建てたらどうなのというような、こういう意見も出てきてしまうと話がなかなか難しくなってしまうと思うのですね。ですから、スタートはまず、ここに建てようということ、スタートということ、いいのですか。お願いします。

【武富副市長】 今までこの検討委員会が始まるまでの間に内部で検討していたのですが、それはここでもご説明しました優先度調査、この結果を踏まえて検討していたのですが、大きな考えとしては本館3階、それから1階部分を含めてこの部分は改築しよう、要するに建て直しですね、壊して新しいものを作ると。基本的にはそんな方向を検討しておりました。建てる場合にはここは壊してしまう。それと煉瓦色の建物が新館なのですが、あれは耐震補強しよう、十分使えるだろうと、あれはそのまま残す。そうすると大体あの辺からプレハブの棟がいくつか建っていますけれども、基本的にはあそこからこちら側は壊してしまおうと、それで改築する部分は、この新館の前の辺りも駐車場で今敷地としてあるのです。その辺りに新しいこれを建てたり、下部分を収容できるようなものを建てようかと、基本的にはそんな案を検討していたのですが、

それで前の都市核北の区画整理地で市有地があると、臨時の駐車場でありますけれども、あそこに移転するというような場合には、全面的に庁舎全部を建て直すという場合にはあちらでというようなことも選択肢としてはあるかなと。ただそれは考えていなかったのですが、使えるものは使おうと。それは新館部分がありますから、あの部分は十分耐震化できる、使えると。あれは生かそうと、それでその他の部分は改築でひとつ構想を立てようと、大体そんなことをイメージしていたのです。そんな検討をしていたのです。

最終的には検討委員会で皆さんに検討していただいて、何がいいかということを決めさせていっていただけたらなと思っています。

【安井委員】 ありがとうございます。

【中野委員長】 基本的には、私が受けたときには、この3階建てと平屋建てを改築するか、あるいは補強するか、また改築するにあたっては、改築するに当たって離れている機能を集中させるといったような、どちらかというような雰囲気を受けた訳ですが、そのような形で受け取ってよろしいのですか。

【武富副市長】 ちょっと細かいことを言うと、1つだけ今駅前に第二庁舎という、主に教育委員会が入っているのです。教育委員会の事務局があるので、これは建物としては耐震的には十分保つのです。保つのですけれども、非常に不便だと。行政やる上でも連絡等の上でも不便だし、まず何よりも市民が教育委員会が向こうで市役所はこっ

ちだよというのは非常に不便なので、これはせっかく改築するならこの際ということなのですけれども、この際第二庁舎は一緒に出来ないかということも考えておりました。それであるそこは駅前だから他の活用方法があるのではないかと、それはまた別に検討すればいいかなと、それも併せて考えておりましたけれども、基本的に大体そういうことを考えておりました。

【中野委員長】 はい、ありがとうございました。

池田さん。

【池田委員】 委員会の議論を踏まえて事務局の方々が大変いい資料を検討していただき、また方向としてもきわめて健全な、財政も健全なようではありますが、検討の方向も賢明な方向を検討されていると思います。ですから財政基盤についてこのような見解であれば、一部の古いところを建替えるということについても、市で決断されるのであれば、全く反対するものではありません。事務局で大変いい方向になっています。

具体的に今申しましたように、もし一部建替えるのであれば、その間の市役所の機能を一時的な3年後には取り壊すという簡易な建物を例えば駐車場に作って、そこに機能を移転させて、工事期間は年の単位でかかりますからね、その間をどこで仕事をするのかという具体的な検討を、この基本理念なりでオーソライズすれば、基本設計というか、基本企画を外の手も使ってやっていただいたら具体的に見えてくるのかなと思います。ここは技術的にはいろいろな可能性がありますから、いま副市長さんが言われたのも一つの方法ですし、もうちょっといい案もあるかもしれないし、そこは次のステップで具体的に夢を持って検討されたいと思います。基本的に大変結構な検討だと思います。

【中野委員長】 はい、ありがとうございます。それでは今皆さんからご意見を伺いましたので、その意見を踏まえて事務局で具体的な案をいくつか出してくださいというふうに考えてよろしいのでしょうかね。

【事務局】 次回は、事務局として先ほど副市長が言いましたけれど、現実的にこの場所ですということになるかと思いますが、事務局提案ということで、こういう形はどうでしょうかというような形を具体的に、どれほど絵を描けるか分かりませんが、普通の絵程度になるかもしれませんが、視覚的に分かりやすいように描いて、その中で議論していただくような形をお願いしたいと思います。

【中野委員長】 一つ残っているのは、平屋を残すか建て直すかという話がお二方くらいから出たのですが、その辺について残したときにどんな状況になるかといったような案も出していただいた方がよろしいですか。どうですか委員の方。

【各委員】 はい。そうです。

【中野委員長】 それでは全体に建替えるのと、平屋だけをちょっと補強するというような形でどんな具合になるかというのをお示しいただくことは出来ますか。

【事務局】 分かりました。両方のイメージ、改修する方法と新たに改築する方法のイメージをお示ししたいと思います。

【中野委員長】 何か他にご意見ございますでしょうか。特にこの場で、一応今日意見を全部出尽くして新しい案にってもらいたいと思っているのですが、何かあれば。

【小佐野委員】 何回か今日も含めてこの庁舎に来て思っていることは、書類が多すぎるのですよ。私事で恐縮ですが、市長とか市役所にすごくお世話になっている四街道市に道路を買い上げてもらわなくてはいけないというお願いがありましていろいろ話をして

いるのですけれど、職場の人と話をしている、ここにいなくてもこの市役所にいなくてもどこか違うところに行った方がすごく便利だという人も沢山いる訳ですよ、課の中で。例えば土木課の人ですね。違うところに行ってそちらで大きな機械を扱った方がいいという人もいるし、それから沢山ある資料がコンピュータに取り込んで直ぐ見られるようにしてもらえれば、全くそのスペースの部分を会議室にすることが出来るという訳ですよ。そういう人が結構意見を持った方がおいでになるので、ここだけではなくて実際にやるときに現場の人たちの意見を是非聞いていただいて、もう少し意見を吸い上げるということがもっといいのではないかと思いますね。すごく皆さん、逆に關心を持っておられますよ。この市庁舎建替えてくれるのかと。是非皆さんに話を伝えていただいて生かしていただければと思います。

【福井委員】 市庁舎のあれですけれど、要する防災拠点にするというか、なるというか、目的がある訳ですよ。従来先ほどの2ページに図で示してありますけれども、学校あるいは校庭というような設定が、今現在こういう設定があるわけですよ。これはこのままなのでしょうか。それとも、勿論これ全然なくなってしまうというのも考えられませんが、こういうのとの競合といいますか、ある程度何割方どうするとか、そういう基本方針としては学校あるいは校庭とかというものと、どういうあれになるのでしょうかね、比率になるのか。それは新しいあれの時に是非必要かなとは思いますが。

【武富副市長】 防災拠点という言葉が資料2でこういうふうに使ってしまっているの、ちょっとそういう混乱があるのだと思うのですが、庁舎に関して今まで話していた防災拠点という使い方は、ここでも地域防災計画2ページですけれども、防災拠点として市役所がある。要するにこれは防災拠点という性格がいろいろあって、市役所が果たすのは指令機能なのですね。全体の災害活動の司令所になると、そういう拠点なのです。

例えば学校などは、それぞれ避難、避難する方は避難所、避難所になる。例えば2ページで北部、南部で防災活動拠点がありますが、これは物資の集積、避難物資とか何かそういうものをここに集積すると。だから同じ防災拠点といっても役割が全然違うので、今までここで話していた防災拠点というのは市役所としての、要するに災害時の指令機能なのですね。全体を動かすと、全体の救助活動を動かすというような、そういったような拠点になるのが市役所ですと、そういう意味で防災拠点という言葉を使っている。

【福井委員】 そうすると拠点として司令塔といいますか、これ消防とも関係ありますよね。この近辺にありますけれども、消防の移転はあるのでしょうか。消防署の移転は。

【武富副市長】 消防署は今検討中です。消防署も確かに、今はヨーカ堂の前、あそこが消防本部なのですね。消防署なのですから、消防署から言われているのはあそこでは狭いと言われているのですよ。あそこでは出動等も支障があると、車の出入りとも。だから移転したいということで、用地としてはもっと南の方に、わろうべの里、警察署の近くに用地としてはいったん確保してあるのですけれど、そこに移転しようという考えはあるのですが、ちょっとこれは最終的に決定できていないので、そこはまだこれから検討、消防に関しては検討しなくてははいけない。実は今回市役所内部で庁舎を整備するなら消防機能も一緒にどうだろうか、ちょっと検討したのですよ。ただいろいろ検討したのですが、消防署はやはり車両等を抱えていたり、かなりスペースも要ると、いろいろ訓練するような施設も必要というようなことを考えると、さっき言ったように一部だけ改築しようというようなことを考えると、そこに消防署と一緒にしようとする、一階部分は全部消防車

両になってしまうとか、一般の市民が出入りしているのに消防車両が出入りするとかですね、そういったようなことはちょっと無理かなということで、今切り離して消防は消防でどういう体制にするかというのは検討するということになっています。

【福井委員】 私が言いたいのは、防災拠点という考え方が、四街道市として自治体消防ですから消防は下部組織になりますよね。でもこれは重要なパイプがないとね、これは出来ませんよね、片方では、向こうだけでもこちらだけでも。それは非常に大事だと思うのです。

【武富副市長】 ただそれは一緒にいなければ連携が取れないのかということではない。それは連携取ってどこでも動けますので。

【福井委員】 まあ、そうですね。通信も発達していますからね。ピンポイントで来ますからね。

【武富副市長】 それともう一つ消防に関しては、これは全国的な問題なのですけれども、消防の広域化、今四街道市だと四街道市で一つの消防の組織を持っていますけれども、それをもっと広域にして消防力を強化しようということが、国の政策としてはそういう方向が動いているのですね。県でもそれに対応して消防広域化推進計画というのを持っているのですが、まだ現実的にそれが動いていないのです。ただそれも方向としてはいずれ消防が広域化されるということも考えられる、十分その方向に行きうる。そうすると消防のそれぞれの庁舎なり、署なりという配置なんかも、もっと広域で考えていく形になると思いますので、それも今考慮しておかなくてはいけないというのが現状なのです。

【福井委員】 それは佐倉と向こう八街、酒々井ですか。

【武富副市長】 県の計画ではもっと広いですね。佐倉よりももっと広い。方向としては四街道は、佐倉、印旛その辺の、県の構想はそういう構想なのですけれども、たださっき言ったように現実としては具体的には全く動いていないのです。

【福井委員】 そういう連携がうまくいかないと、もう地震が起こるといって、何月何日みたいはX日、誰も分からないですからね。

【武富副市長】 消防に関していえば、一つ具体的に変わったのは、消防の司令がありますよね。救急とか消防車の出動、119番で出ますが、それはもう広域化されて、千葉県だと2カ所になっていますね。例えば119番電話すると、あそこの消防にはいなくて指令センター、県に2カ所しかない指令センターのうちの千葉に置かれている方の指令センターに全部入るのですね。それが既に4月から始まっているのです。そういう意味では実際の機能的には広域化がもう始まっているということなのですが、組織としてはまだです。

【福井委員】 是非それは並行してやっていただければ。

【武富副市長】 並行してやるということになると思います。

【福井委員】 多分それはあると思いますよ。消防も実際問題としては、3階、上の方はあまり使っていませんからね。望楼なんて何の役にも立っていませんよね今。それとも関連して言うのですけれども、そうすると拠点という防災拠点という考え方と、それから従来の各学校が果たす、幸いにしてこの前の地震で学校は避難所になりませんでしたよね。あの地震の規模からして、あるいは時間帯にして、私は千代田八木原小学校にいましたけれど、何人来る可能性ありましたよね、しかしならなかったと。そうすると今これから何年かまでは学校に対するそういう避難所的な性格はまだお願いするという形なのかね、そ



ういうのは機能として持ち合わせている訳ですよ。学校、あるいは校庭とかね。

【武富副市長】 避難所というのは、避難場所として学校の校庭がほとんどですし、避難所、これは一時避難、生活する上の場所ですよ。これは先ほど説明しましたが、各学校の体育館なんか主になっている。これは変わりません。

【福井委員】 物資の集積所というのは、学校にはありませんよね、今ね。消防署の分署みたいなところに。ちっちゃいところで。

【武富副市長】 この物資の集積所というのは、実際に災害が起きた場合いろいろなところから救援物資が来ますよね。それをまずそこに集積しようと。

【福井委員】 じゃ、自前でちょびっとでいいんだね。そっちこっち。

【武富副市長】 それとは別に市では災害時の食糧と水の備蓄が、あといろいろな発電機とかそういうものもあるのですが、主に食糧、水、これの備蓄はしております。一応避難される方を今の計画だと想定だと四街道で1万3000人発生すると想定して、それは市で住んでいる人もいるし、あとは市内に来ていて帰れなくなるという人も含んでですけども、それらを1万3000人想定しております、その人たちに3日分提供出来る食糧、水を今備蓄出来ています。

【福井委員】 避難所の近くに済んでいた運の良さもあるかなと今思いましたけれどね。

【武富副市長】 災害当座はですね、市で備蓄しているものをこの避難所に全部供給していくと、3日はなんとか。それで3日経てば外からの救援物資がどんどん入るだろうと、今度それを供給していこうという考えなのですね。

【事務局】 東日本大震災の時も、中央小学校だけは避難所になっています。帰宅困難者といまして、帰らなかった人と、市民の方も何人か中央小学校の体育館に一晩泊まっています。私も一緒に泊まりましたので。(笑い)

【福井委員】 因みに中央小学校の規模でどれくらい適正規模と、避難して一晩過ごすとして、適正規模ってどのくらい。はみ出るほど集まらないだろうね。

【事務局】 4ページに出ていますけれども、避難場所ということで中央小学校だと収容人員が323名となっています。

【福井委員】 当然そういうところにボランティア的な人が行かなくてはいけないという、そういうあれも生じますね。そういう非常に微妙な病人がいたり、炊き出しをしようとかがい状況がこれから起こってくるしょうけれどもね。そういうところまで考えて欲しいですね。

【男性の委員】 そういうのは災害対策本部を立ち上げて、そこでやるのではないですか。

【事務局】 そういうのを防災計画の中で決めているのですけれども。

【福井委員】 その拠点というものの考え方からしてね、そういうふうになるということですよ、具体性を考えれば。拠点ですよ拠点ですよって、それだけで終わっちゃったらどうなるんですか。そういうことも考えて欲しいという希望です。別に訳が分からなくて言っている訳ではありません。私は随分勉強しましたから。

【武富副市長】 今、市の防災計画の見直しをやっておりまして、これについて防災会議等を開いて、これから皆さんの意見をお聞きして新しい見直しの計画を作っていく予定にしています。今年度中にはそれが出来る予定であります。

【福井委員】 よろしくお願ひします。

【中野委員長】 他に何かございますか。なければ最後に「その他」ということで事務局

の方から。

【事務局】 その他について特にございませませんが、次回の開催につきましては6月の5日午前10時を予定しております。先ほど委員長から資料を用意しておくようにということで、資料を提示させていただいた上で庁舎整備の方向性についてご検討をいただきたいと思っております。なお会場ですが、こちらの煉瓦の庁舎5階の第1会議室を予定しております。よろしく願いいたします。以上です。

【中野委員長】 はい、ありがとうございます。その他何かございますか。

なければ今日はこれもちまして平成25年度第1回四街道市庁舎整備検討委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

(以上)